

民有護岸等の耐震改修に係る法人税の特例措置

法人税の支援制度概要

○対象港湾：全国の港湾

○対象施設：港湾隣接地域※¹内の護岸、岸壁、棧橋

※¹：港湾区域及び港湾施設を良好な状態に維持、保全するために、港湾管理者が指定する水際の陸域

○適用要件：**平成32年3月31日までに**、耐震性に係る点検結果を港湾管理者に報告※²し、報告後3年以内に耐震改修を行った施設であること。

※² 報告の内容：①老朽化に係る点検診断結果、②建設当時の耐震設計の確認、③現行基準に係る耐震性の診断

【特例措置】

・改良資産の取得時に取得価額の18%の特別償却（拡充対象港湾※³にあつては、22%の特別償却）

※³：南海トラフ地震、首都直下地震の防災対策推進地域等にあつて、緊急確保航路に接続する港湾

（対象施設のイメージ：////が背面にある護岸・岸壁・棧橋）



